

平成29年度 行政評価事業別シート

実計対象		☐	評価対象	☒	新規	☐	完了事業	☐	ゼロ予算事業	☐	担当者	平林
全体計画						経費区分	—			内線	3314	
事務事業名		5938 中国残留邦人生活支援事業										
所 属		100100 健康福祉部・福祉課										
施 策		01020300 みんなで助け合う福祉										
予 算		01 一般会計										
科 目		030101 民生費・社会福祉費・社会福祉総務費										
事 業		040000 中国残留邦人生活支援事業										
事業目的						事業概要・効果						
「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律」に基づき、中国残留邦人等に対して、安心して生活ができるよう支援を行う。						安心して生活ができるよう、法律に基づき生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付等の生活支援を実施している。						

PLAN-DO

年度実績及び予定

平成27年度 実績	平成28年度 実績
4世帯 7人 給付費 7,626,698円	4世帯 7人 給付費 9,419,606円
平成29年度 予定	平成30年度 予定
3世帯 6人 給付費 8,700,000円	
平成31年度 予定	平成32年度 予定

指 標 名	無し				
算 式					単位
年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目 標 値	目 標				
	実 績				
指標選定の理由					
最終年度 目標の根拠					
指 標 名					
算 式					単位
年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目 標 値	目 標				
	実 績				
指標選定の理由					
最終年度 目標の根拠					
指 標 名					
算 式					単位
年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目 標 値	目 標				
	実 績				
指標選定の理由					
最終年度 目標の根拠					

事業費

(単位：千円)

		平成28年度 決 算	平成29年度 予 算
事業費		9,420	8,700
特 定 財 源	国庫支出金	7,064	6,525
	都道府県支出金	0	0
	地方債	0	0
	その他	0	0
一般財源		2,356	2,175
人員数 (人)	正規職員	0.2	0.2
	嘱託職員	0.0	0.0
	臨時職員	0.0	0.0
人 員 コスト	正規職員	1,443.8	1,443.8
	嘱託職員	0.0	0.0
	臨時職員	0.0	0.0
	計	1,443.8	1,443.8
市民一人当たりの経費		0.2	0.2
総額		10,863.8	10,143.8

(単位：千円)

平成28年度決算 事業費の内訳		
主な節	金額	内容
8節 報償費	0	
11節 需用費	0	
13節 委託費	0	
15節 工事請負費	0	
19節 負担金補助及び交付金	0	
その他	9,420	扶助費

(単位：千円)

平成29年度当初予算 事業費の内訳		
主な節	金額	内容
8節 報償費	0	
11節 需用費	0	
13節 委託費	0	
15節 工事請負費	0	
19節 負担金補助及び交付金	0	
その他	8,700	扶助費

CHECK

個別評価		
項目	評価観点	評価内容
必要性	・市民の生命・財産を守るため市が実施することが必要不可欠な事業であるか ・行政内部の管理運営上必要な事業であるか ・市が主体となり実施すべき事業か ・法的な根拠や公的関与の妥当性はあるか ・目的は結果（施策の目指す理想）に結びついているか	普通
評価コメント	法律に基づく事業であり、支援が必要な方に対して必要な支援を実施している。	
有効性	・事業の成果は上がっているか ・目標に対する達成度は十分か ・市民生活上の課題解決に貢献しているか ・行政内部の管理上の課題解決に貢献しているか ・事業の目的が達成できるような事業内容になっているか	普通
評価コメント	法律に基づく事業であり、支援が必要な方に対して必要な支援を実施している。	
効率性	・成果を落とさずにコストを削減する方法はあるか ・効率性向上に努めているか ・使用料などの受益者負担や補助対象事業の範囲など、財源確保の余地はないか	変わらない
評価コメント	法律に基づく事業であり、制度、事務の効率性に検討の余地はない。	

振り返り（決算年度の取組み課題）

法律に基づく事業であり、支援が必要な方に対して必要な支援を実施している。

ACTION**1次評価**

次年度以降の方向性	総合計画に沿って継続
総合評価コメント	
戦前の中国（旧満州）への移民政策で取り残された国民の帰国や帰国後の自立を支援するための法律に定める事業であり、必要な支援を実施していく。	

2次評価

次年度以降の方向性	総合計画に沿って継続
2次評価コメント	
法律に定める事業であり、必要な支援を実施していく。	

外部評価

次年度以降の方向性	
外部評価コメント	